

手形不渡りの誤報

1919(大正8)年3月16日、帝国興信所は『帝国興信所内報』(日報)紙上に鈴木商店に関する一件の記事を掲載します。「鈴木商店の整理と各銀行一八千万円の手形不渡ー」と題した記事は、鈴木商店が8千万円の不渡り手形を出し、その事実が明らかになれば、少なくとも十数銀行の破綻は免れないだろうとする内容でした。しかし、翌日には誤報として、その全文を取り消します。実際には鈴木商店に不渡りの事実はなく、事実確認せず不渡りのうわさをそのまま記事にしたことが原因でした。本記事への反響は大きく、帝国興信所には問い合わせが殺到します。初代所長は誤報について「社会に対する信用と、権威とを失墜したのみならず、万一この際鈴木商店が破綻せば、本所は真に財界の攪乱者となり終る」※3と憂慮し、全社員へ威信の回復に努めるよう強く戒めています。一件は8年後の破綻に直接影響を与えるものではありませんでしたが、うわさを鵜呑みにせず、事実確認を怠ってはならないという基本に立ち返る痛い教訓となりました。

時局後各種の物資買占めによりて數千萬金の富を贏ち得たる神戸鈴木商店も休戦後の影響により經營事業に大虧跌を來し去月二十日頃より神戸市所在の各銀行に於て日々一千萬圓内外の手形不渡を演出し本月上旬に至る迄で約手形小切手の不渡金額は實に八千萬圓に達したる由なるが元來同店が一昨々年以來關西方面の各銀行を利用したる事實は眞に豫想外にして小切手帳の如きも勝手に同店獨特のものを用ひて各銀行共無條件に數百萬圓の営業貸越を爲しましたる關係上這般手形不渡後の後始末に就ては各行共秘密裡に善後策を講じるに専念するが、同店は京方面にも相當入込み居れる様なれど不渡發表の曉は珍なく最も東西を通じて十數銀行の破綻は免がれざるもの

● 鈴木商店の整理と各銀行

協を爲さざるも已に脱退後の今日に於て達
水氏は前記振出手形の責任を今更負擔する
の甚だ馬鹿らしきを感じ前述の行爲に出で
たるものなるべしとは氏の知人某氏の語る
所にして尙其方面には種々混み入りたる事
の併在し居るものゝ如く何れにしても兩
氏の間には一ト紛擾起るべき模様なり

◎大竹製藥設立

資本
萬圓

五の一に設立せる同社は同區尾張町二の二
○大竹忠治、大竹靜忠、采女町一宮地文雄
南小田原町三の四柳原文右衛門外數氏の發
起に係り大竹忠治氏會社を代表して經營に
當る筈なるが氏は今より三十年前郷里三河
國より上京し京橋區南傳馬町三河屋小林葉
子店に奉公し相當経験を積みたる處より主
家の後援を得芝区新幸町二番地に小規模な
るパン菓子専門開きたるに附近に同業者謬
かりし爲め漸次發展相當資產を作るに至り
後明治廿七年中葛主小林氏の婿養子となり
て以來銀座尾張町なる現所に移轉し附來着

●鈴木商店の記事に就て

三月十六日發行第二百齡本商店に關する記事は誤聞の廉少なからず目下精查中二寸見合と。取扱

て以來銀座尾張町なる現所に移轉し而來着
●鈴木商店の記事に就て
三月十六日發行第二面鈴木商店に關する記事は誤聞の廉少なからず目下精査中付其全文を取消す

練習を観察に供したるが成績頗る良
好りしと聞くなり

◎砂漬製糞法成功 下田次郎、田中秀

◎砂鐵製錬法成功 下田次郎、田中秀穂兩氏の發明に係る砂鐵開発製錬法は先般來富士製錬川崎工場に於て數回試験の結果平時に於ても充分有利なる可き確信を得たるを以て十四日斯業界の有力家を招待して同工場に於て實地製錬作業を觀覽に供したるが成績頗る良好りしと聞くなり

金治郎氏の創業に係り現主金治郎氏は去西十四年中先代の死亡に因り製名業務を繼承したものにて同店は初め袋物販賣を専門させしむが其後西洋小間物の有達なるに着目し其輸入販賣を試みたるに時機を得たるを經營宜しかりしそにより着々發展の状態を辿るに至れるより更に自家商品の製造を開始する一面戦後露國、支那、南洋、濠洲方面に於ける輸出貿易の好況に乗じ大阪市平野町に出張所を設けて海外販路の開拓に努めたる結果商内高の激増を示し大正六年前後には年分百萬圓内外を計上するの盛況を呈し爾來實弟繁次郎、民三、徳三耶氏等協力一致して益々積極方針を進めてあるが同店は遺憾從來の營業一切を擧げて新設株式會社播金商店（資本金五十萬圓内拂込二十萬圓）に繼承せしめ同時に氏は株式の大部分を握り依然經營の衝に當る筈なるが株式は全部一族間に割振りたるものにて内容は從前と何等渝る所なし因に同社役員には

卷之三

◎詐害行為の取消

原書の前に記載の如き、
務者受領者間の法律行為に限
者と轉得者間の行為は取消し
ものに非らず

ここ民法第四百二十四條の解釋上既に述べた如く、前記轉得行為の取消しを求むるは其當事者ものとす從て同行為の取消を原因とする訴人計に對して取消登記の抹消を請求する理由なきものと謂はざるべきから、又其債務者丸山鶴之助を受益者たる建物八十市間の賣買行為が詐害行為なるに安ずるに原審に於ける丸山鶴之助